

# 全日本トラック協会ニュース

—平成25年度貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク制度)—

## 「安全性優良事業所」に5,618事業所を認定

認定事業所数は19,257事業所となり、全事業所の23.0%に

### 認定マーク「Gマーク」



“G”の由来は、  
Good「良い」、Glory「繁栄」の  
頭文字「G」を取ったものです。

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関である公益社団法人全日本トラック協会（星野良三会長）は、12月19日、トラック運送事業者の交通安全対策等について、事業所単位における取り組みを評価し、一定の基準をクリアした事業所を『安全性優良事業所』として認定する「平成25年度貨物自動車運送事業安全性評価事業」（Gマーク制度）の評価を決定し、申請事業所5,982事業所のうち、平成25年度安全性優良事業所として5,618事業所を認定しました。

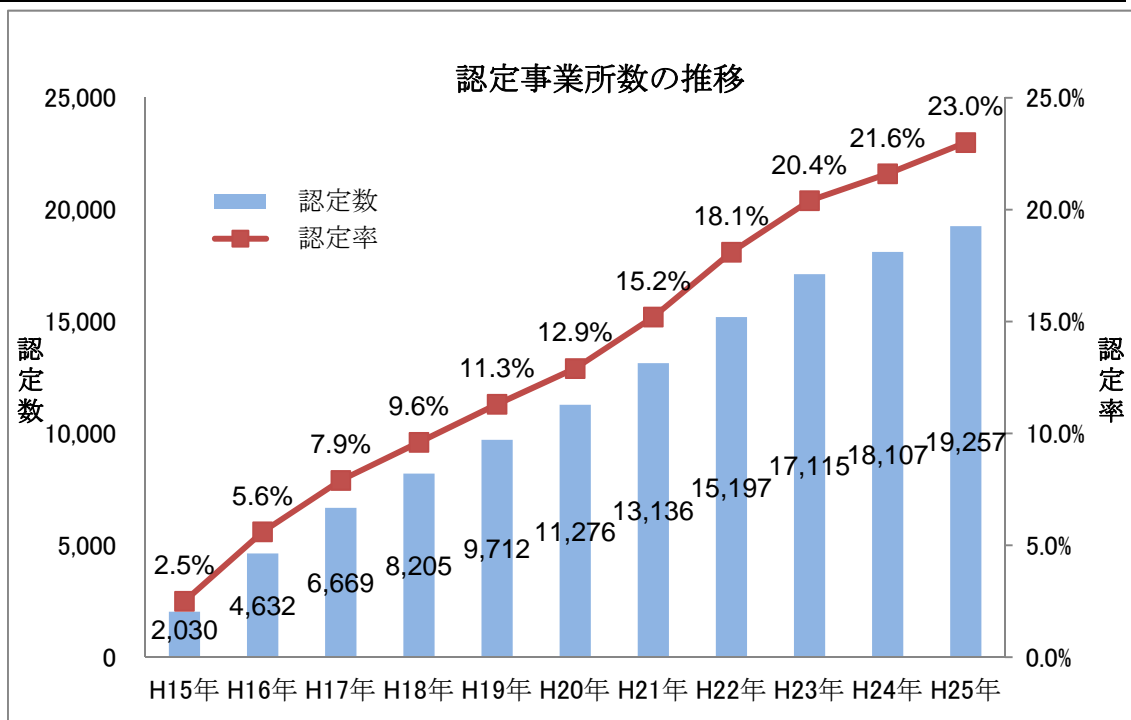
認定事業所の内訳については、新規申請1,724事業所、初回更新2,429事業所、2回目更新1,465事業所の計5,618事業所となります。これにより平成22年度、平成23年度及び平成24年度に認定した13,639事業所（12月19日現在、25年度の更新申請事業所を除く）と合わせて、「安全性優良事業所」は19,257事業所となりました。認定の有効期間は、平成26年1月1日から新規事業所は2年間、初回更新事業所は3年間、2回目更新事業所は4年間となります。

なお、今回の認定により、安全性優良事業所は全国のトラック運送事業所数83,692事業所（平成25年11月末時点）の23.0%に相当します。

今後も引き続き認定事業所の一層の拡大に向けて、認定事業所のインセンティブの拡充（今年度より、全日本トラック協会が行う助成事業の一部に対し優遇措置を実施）、荷主団体等に対する認定事業所の利用促進、巡回指導時等における積極的な普及促進活動等に努めて参ります。

## 平成 25 年度貨物自動車運送事業安全性評価事業に係る認定の状況

	申請件数 (A)	取下げ件数 (B)	審査件数 (A-B) = (C)	認定件数 (D)	認定率 (D/C)
新規申請	1,924	22	1,902	1,724	90.6%
初回更新申請	2,501	15	2,486	2,429	97.7%
2回目更新申請	1,557	7	1,550	1,465	94.5%
合計	5,982	44	5,938	5,618	94.6%



### 【平成 25 年度貨物自動車安全性評価事業のスケジュール】

- ・ 5 月 1 日 (水)～6 月 28 日 (金) 申請書類の頒布
- ・ 7 月 1 日 (月)～7 月 12 日 (金) 申請書類の受付 (地方実施機関にて実施)
- ・ 12 月 19 日 (木) 安全性優良事業所の認定

### 貨物自動車運送事業安全性評価事業 (Gマーク制度) とは

利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくするとともに、事業者全体の安全性向上に対する意識を高めるため、事業者の安全性を正当に評価し、認定し、公表する制度であり、平成 15 年 7 月より開始。

認定を受けた事業所は認定証が授与されるとともに、認定マーク及び認定ステッカーを「安全性優良事業所」の証しとして使用することが認められ、「安全性優良事業所」であることを荷主企業や一般消費者等にアピールすることができます。

### 本件のお問い合わせ先 公益社団法人 全日本トラック協会

適正化事業部 板倉・山田・柳川・廣瀬・栗原 ☎ 03-5323-7245 (適正化事業部直通)  
 総務部広報室 金子・大橋 ☎ 03-5323-7242 (広報室直通)  
 ホームページ <http://www.jta.or.jp>

## 公益社団法人 全日本トラック協会の概要

- 1.所在地 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー19階  
☎ 03-5323-7109(代)
- 2.設 立 昭和29年7月(平成24年4月1日公益社団法人へ移行)
- 3.会 長 星野 良三(ほしの よしみ)
- 4.主たる事業
  - ①貨物自動車運送事業に関する指導、調査及び研究
  - ②貨物自動車運送事業に関する統計の作成、資料の収集及びこれらの刊行
  - ③貨物自動車運送事業に関する意見の公表及び国会、行政庁等への申出
  - ④行政庁の行う貨物自動車運送事業法その他法令の施行の措置に対する協力
  - ⑤貨物自動車運送事業法に基づく全国貨物自動車運送適正化事業
  - ⑥貨物自動車運送事業の社会的、経済的地位の向上に寄与する施策と宣伝、啓発
  - ⑦全国的規模において実施する共同利用施設の整備・管理・運営、基金の造成等貨物自動車運送事業の近代化・合理化のための事業
  - ⑧事業用資材ならびに運営資金のあっ旋
  - ⑨前各号に掲げる事業を行うため必要な研究、講演、講習会等の開催
  - ⑩会員相互の連絡協調を図る施策
  - ⑪その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 貨物自動車運送適正化事業実施機関について

トラック運送事業は、国民生活や産業活動のなかで貨物輸送を担う重要な役割を果たしており、公共性の高い事業です。そのため、事業を経営するためには貨物自動車運送事業法に基づいて所定の要件を整えて、国土交通大臣の許可を得なければなりません。

この法律が施行された平成2年12月には、法施行と同時に、トラック運送事業が健全に発展し、公共の福祉を増進するために、トラック運送事業者の法律の遵守等について指導を行う適正化事業を推進する「貨物自動車運送適正化事業実施機関」が創設されました。

### 国土交通大臣が全国適正化事業実施機関に指定

貨物自動車運送事業法第38条により「地方適正化事業実施機関」は都道府県単位で、地方運輸局長公示により各都道府県トラック協会が指定され、また、地方適正化事業を円滑に実施するための組織体制や指導重点項目などを定める「全国適正化事業実施機関」には、同法第43条により国土交通省告示で全日本トラック協会が指定されています。

平成15年4月1日からは、改正貨物自動車運送事業法が施行されましたが、適正化事業実施機関は、関係行政と連携してトラック運送事業の適正化に取り組んでいます。

## 平成25年度貨物自動車運送事業安全性評価事業 実施概要

### 1. 申請書類の頒布期間

平成25年5月1日（水）～6月28日（金）（土・日・祝日を除く）

### 2. 申請受付期間

平成25年7月1日（月）～7月12日（金）（土・日除く）

### 3. 評価対象

評価を希望する一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業所（営業所）単位とする。

### 4. 申請資格

申請資格は、申請基準日（平成25年7月1日現在）で以下の事項の全てを満たす事業所とする。

- ①事業開始後（運輸開始後）3年を経過していること。
- ②配置する事業用自動車の数が5両以上であること。
- ③a. 虚偽の申請、その他不正な手段等（以下、「不正申請等」という。）により申請の却下又は評価の取消しを受けた事業所にあつては、当該却下又は取消しに係る申請年度後2事業年度を経過していること。  
b. 不正申請等により認定の取消しを受けた事業所にあつては、取消し後2年を経過していること。
- ④認定証、認定マーク及び認定ステッカー等（以下、「認定証等」という。）の偽造もしくは変造又は不正な使用により是正勧告を受けた事業所にあつては、当該是正勧告の履行状況が確認され、及び偽変造等に係る認定証等の提出を受けた日後3年を経過していること。

### 5. 申請方法

事業所が所在する都道府県の地方実施機関（都道府県トラック協会）の受付窓口へ提出する。

### 6. 評価項目

下記の3評価項目について、評価基準に基づき点数化する。

- ①安全性に対する法令の遵守状況（配点40点）  
地方実施機関による巡回指導の結果及び運輸安全マネジメントに対する取組状況の実績を用いる。
- ②事故や違反の状況（配点40点）  
国土交通省から提供される事故及び行政処分の実績を用いる。
- ③安全性に対する取組の積極性（配点20点）  
申請事業所の上記内容の実績を用いる。

### 7. 通知

評価結果を各申請事業所に対して、平成25年12月下旬に合否等を通知する。

## 8. 安全性優良事業所の認定

下記の認定要件を全て満たす事業所を「安全性優良事業所」に認定する。

- ①評価項目（100点満点）の評価点数の合計点が80点以上であること。
- ②各評価項目において下記の基準点数を満たしていること。
  - I 安全性に対する法令の遵守状況・・・32点（40点満点）
  - II 事故や違反の状況・・・21点（40点満点）
  - III 安全性に対する取組の積極性・・・12点（20点満点）
- ③法に基づく認可申請、届出、報告事項が適正になされていること。
- ④社会保険等への加入が適正になされていること。

## 9. 安全性優良事業所の有効期間

「安全性優良事業所」の認定の有効期間は、下記のとおりとする。

- ①新規申請事業所  
平成26年1月1日～平成27年12月31日・2年間
- ②初回更新事業所（平成23年度認定）  
平成26年1月1日～平成28年12月31日・3年間
- ③2回目更新事業所（平成22年度認定）  
平成26年1月1日～平成29年12月31日・4年間

## 10. 認定証等の授与等

- (1) 「安全性優良事業所」には、認定証を授与し、「安全性優良事業所」の認定マーク及び認定ステッカー並びに認定ワッペンについて、一般貨物自動車運送事業に係る車両貼付等への使用に関し、認定の有効期間に限り許可する。
- (2) 安全性優良事業所に対して、「Gマーク」ステッカーの確実な車両貼付を期すとともに、「Gマーク」ステッカー貼付車両が他事業所の模範となるよう、更に安全運行の徹底を要請する。

## 11. 安全性優良事業所の公表

「安全性優良事業所」に認定した事業所は、全日本トラック協会ホームページで事業所名、住所、電話番号を公表する。

## 12. 認定料

無料とする。

平成25年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業  
評価結果集計表 (都道府県・地区協会別)

総合

No	都道府県名	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	認定率 (F) / (C)
		申請受理数 ※注1	取り下げ件数 ※注2	書類審査件数 (A)-(B) ※注3	評価中止件数 ※注4	評価件数 (C)-(D)	認定数	認定要件 抵触数	
1-1	北海道	札幌	147	1	146	0	146	137	93.8%
1-2		函館	41	0	41	0	41	40	97.6%
1-3		室蘭	29	1	28	0	28	25	89.3%
1-4		旭川	55	0	55	0	55	50	90.9%
1-5		帯広	33	0	33	0	33	28	84.8%
1-6		釧路	24	0	24	0	24	24	100.0%
1-7		北見	17	1	16	0	16	14	87.5%
		計	346	3	343	0	343	318	92.7%
2	東北	青森	69	0	69	0	69	67	97.1%
3		岩手	53	1	52	0	52	51	98.1%
4		宮城	106	1	105	0	105	95	90.5%
5		秋田	52	0	52	0	52	52	100.0%
6		山形	51	1	50	0	50	46	92.0%
7		福島	111	0	111	0	111	101	91.0%
			計	442	3	439	0	439	412
8	関東	茨城	150	1	149	0	149	140	94.0%
9		栃木	97	1	96	0	96	70	72.9%
10		群馬	128	0	128	0	128	125	97.7%
11		埼玉	332	1	331	0	331	327	98.8%
12		千葉	282	2	280	0	280	266	95.0%
13		東京	389	6	383	0	383	365	95.3%
14		神奈川	267	4	263	0	263	248	94.3%
15	山梨	63	1	62	0	62	56	90.3%	
		計	1,708	16	1,692	0	1,692	1,597	94.4%
16	北陸信越	新潟	110	2	108	0	108	104	96.3%
17		長野	114	1	113	0	113	106	93.8%
18		富山	79	3	76	0	76	74	97.4%
19		石川	64	0	64	0	64	59	92.2%
		計	367	6	361	0	361	343	95.0%
20	中部	福井	57	0	57	0	57	56	98.2%
21		岐阜	102	1	101	0	101	98	97.0%
22		静岡	227	1	226	0	226	209	92.5%
23		愛知	362	2	360	0	360	343	95.3%
24		三重	117	1	116	0	116	113	97.4%
		計	865	5	860	0	860	819	95.2%
25	近畿	滋賀	99	0	99	0	99	93	93.9%
26		京都	96	0	96	0	96	94	97.9%
27		大阪	402	5	397	0	397	371	93.5%
28		兵庫	217	1	216	0	216	209	96.8%
29		奈良	34	0	34	0	34	34	100.0%
30	和歌山	50	2	48	0	48	46	95.8%	
		計	898	8	890	0	890	847	95.2%
31	中国	鳥取	51	0	51	0	51	48	94.1%
32		島根	49	0	49	0	49	47	95.9%
33		岡山	107	0	107	0	107	99	92.5%
34		広島	164	1	163	0	163	157	96.3%
35		山口	79	0	79	0	79	78	98.7%
		計	450	1	449	0	449	429	95.5%
36	四国	徳島	44	0	44	0	44	43	97.7%
37		香川	66	1	65	0	65	61	93.8%
38		愛媛	74	0	74	0	74	69	93.2%
39		高知	38	0	38	0	38	37	97.4%
		計	222	1	221	0	221	210	95.0%
40	九州・沖縄	福岡	310	1	309	0	309	292	94.5%
41		佐賀	53	0	53	0	53	45	84.9%
42		長崎	58	0	58	0	58	52	89.7%
43		熊本	81	0	81	0	81	76	93.8%
44		大分	66	0	66	0	66	63	95.5%
45		宮崎	52	0	52	0	52	51	98.1%
46		鹿児島	43	0	43	0	43	43	100.0%
47	沖縄	21	0	21	0	21	21	100.0%	
		計	684	1	683	0	683	643	94.1%
	合計	5,982	44	5,938	0	5,938	5,618	320	94.6%
	前年比 (3回目更新分除く)	▲378	▲9	▲369	+0	▲369	▲34	▲118	+1.5%
	前年比 (3回目更新分含む)	▲2,136	▲20	▲2,116	+0	▲2,116	▲1,946	▲170	+0.7%

(注) 1. 申請受理数は、全国実施機関で書類を受理した件数。  
2. 取り下げ件数は、評価までに申請者から取り下げの申し出があった件数。  
3. 書類審査件数は、申請受理数から取り下げ件数を除いた書類審査を行った件数。  
4. 評価中止件数は、評価規程第4条第3項の各号を満たさなかったため、評価を中止した件数。

安全性優良事業所の認定状況  
(平成25年12月19日現在)

	認定事業所数 (事業者数)
平成22年度(第8回)安全性優良事業所 1. 2回目更新 . . . . . 1, 452事業所	1, 452 (712)
平成23年度(第9回)安全性優良事業所 1. 初回更新 . . . . . 2, 084事業所 2. 2回目更新 . . . . . 1, 240事業所 3. 3回目更新 . . . . . 1, 333事業所	4, 657 (2, 678)
平成24年度(第10回)安全性優良事業所 1. 新規 . . . . . 1, 961事業所 2. 初回更新 . . . . . 2, 439事業所 3. 2回目更新 . . . . . 1, 453事業所 4. 3回目更新 . . . . . 1, 677事業所	7, 530 (4, 208)
平成25年度(第11回)安全性優良事業所 1. 新規 . . . . . 1, 724事業所 2. 初回更新 . . . . . 2, 430事業所 3. 2回目更新 . . . . . 1, 464事業所	5, 618 (3, 356)
合 計	19, 257 (9, 088)

- ※(1) 認定事業所数19,257は、全事業所83,692(平成25年11月末現在)の23.0%に該当する(前年度比1.4ポイント増)。
- (2) 認定事業者数9,088は、全事業者62,910(平成25年3月末現在)の14.4%に該当する(前年度比0.9ポイント増)。  
※なお、事業者数の合計は、各年度において重複事業者があるため、各年度の合算値と一致しない。
- (3) 認定事業所数19,257の車両台数(518,580台)は、全営業用トラック1,360,732台(平成25年3月末現在)の38.1%に該当する(前年度比2.1ポイント増)。

安全性優良事業所 都道府県別認定状況

平成25年12月19日現在

No	地区名	平成22年度		平成23年度				平成24年度					平成25年度				合計	認定取得率 合計÷(A)	(参 考) H25年11月の 事業所数 (A)		
		2更	(合計)	初更	2更	3更	(合計)	新規	初更	2更	3更	(合計)	新規	初更	2更	(合計)					
1-1	北海道	札幌	30	30	40	28	21	89	40	46	48	39	173	41	64	32	137	429	20.7%	4,804	
1-2		函館	6	6	13	5	6	24	9	10	8	6	33	13	16	11	40				103
1-3		室蘭	10	10	9	8	5	22	5	11	11	13	40	9	9	7	25				97
1-4		旭川	14	14	12	9	13	34	12	9	8	18	47	25	18	7	50				145
1-5		帯広	9	9	8	3	6	17	10	10	10	7	37	7	13	8	28				91
1-6		釧路	10	10	2	3	5	10	4	8	6	9	27	8	7	9	24				71
1-7		北見	3	3	5	3	7	15	4	7	5	11	27	7	4	3	14				59
		計	82	82	89	59	63	211	84	101	96	103	384	110	131	77	318	995	20.7%	4,804	
2	東北	青森	20	20	17	12	13	42	19	20	23	13	75	18	30	19	67	204	20.1%	1,015	
3		岩手	18	18	31	19	24	74	17	22	33	25	97	16	14	21	51	240	25.0%	961	
4		宮城	39	39	34	45	35	114	44	41	33	26	144	28	37	30	95	392	22.1%	1,776	
5		秋田	10	10	50	17	11	78	20	23	18	25	86	8	22	22	52	226	35.8%	632	
6		山形	23	23	28	17	8	53	16	12	20	27	75	13	20	13	46	197	31.0%	635	
7		福島	38	38	48	35	23	106	54	36	28	29	147	30	35	36	101	392	27.2%	1,439	
			計	148	148	208	145	114	467	170	154	155	145	624	113	158	141	412	1,651	25.6%	6,458
8	関東	茨城	16	16	47	24	22	93	63	65	24	32	184	56	60	24	140	433	13.7%	3,156	
9		栃木	11	11	21	14	13	48	26	35	19	12	92	19	39	12	70	221	13.1%	1,684	
10		群馬	15	15	59	20	12	91	48	56	32	19	155	39	52	34	125	386	23.7%	1,628	
11		埼玉	49	49	106	53	34	193	113	162	90	64	429	108	140	79	327	998	20.0%	4,994	
12		千葉	58	58	93	44	41	178	127	134	56	49	366	82	120	64	266	868	22.5%	3,859	
13		東京	75	75	103	59	100	262	92	123	77	89	381	110	165	90	365	1,083	17.4%	6,216	
14		神奈川	68	68	63	62	50	175	99	109	53	50	311	73	127	48	248	802	18.9%	4,235	
15	山梨	22	22	24	15	6	45	22	13	12	16	63	16	26	14	56	186	30.2%	616		
		計	314	314	516	291	278	1,085	590	697	363	331	1,981	503	729	365	1,597	4,977	18.9%	26,388	
16	北陸信越	新潟	38	38	52	57	55	164	24	55	53	54	186	27	43	34	104	492	36.1%	1,361	
17		長野	58	58	48	25	19	92	25	29	35	63	152	23	46	37	106	408	36.1%	1,131	
18		富山	25	25	30	24	20	74	30	31	21	22	104	29	22	23	74	277	32.0%	865	
19		石川	22	22	27	20	20	67	16	28	19	17	80	17	21	21	59	228	23.0%	990	
		計	143	143	157	126	114	397	95	143	128	156	522	96	132	115	343	1,405	32.3%	4,347	
20	中部	福井	12	12	11	8	14	33	26	14	11	21	72	23	19	14	56	173	27.5%	630	
21		岐阜	21	21	80	22	9	111	30	41	17	14	102	24	51	23	98	332	23.9%	1,388	
22		静岡	78	78	85	60	72	217	60	112	72	46	290	57	89	63	209	794	30.1%	2,642	
23		愛知	89	89	141	88	120	349	141	188	95	152	576	126	121	96	343	1,357	30.5%	4,454	
24		三重	23	23	44	14	18	76	35	38	22	15	110	35	53	25	113	322	21.5%	1,498	
		計	223	223	361	192	233	786	292	393	217	248	1,150	265	333	221	819	2,978	28.1%	10,612	
25	近畿	滋賀	15	15	17	10	10	37	37	20	12	16	85	52	28	13	93	230	25.8%	891	
26		京都	29	29	44	21	22	87	27	57	25	40	149	28	48	18	94	359	25.3%	1,419	
27		大阪	88	88	138	51	119	308	134	186	82	108	510	133	146	92	371	1,277	23.0%	5,551	
28		兵庫	55	55	84	31	35	150	72	93	55	71	291	56	95	58	209	705	21.6%	3,270	
29		奈良	11	11	9	9	2	20	16	28	7	31	82	9	14	11	34	147	18.8%	780	
30		和歌山	16	16	3	8	10	21	28	27	7	7	69	8	33	5	46	152	20.6%	738	
		計	214	214	295	130	198	623	314	411	188	273	1,186	286	364	197	847	2,870	22.7%	12,649	
31	中国	鳥取	9	9	26	1	13	40	6	12	36	14	68	8	12	28	48	165	37.8%	437	
32		島根	7	7	24	3	18	45	9	17	10	16	52	14	23	10	47	151	26.0%	581	
33		岡山	40	40	46	39	31	116	50	54	26	45	175	27	44	28	99	430	25.8%	1,667	
34		広島	33	33	66	28	47	141	43	78	37	56	214	45	72	40	157	545	26.0%	2,097	
35		山口	33	33	21	17	38	76	21	41	18	22	102	18	37	23	78	289	28.7%	1,007	
		計	122	122	183	88	147	418	129	202	127	153	611	112	188	129	429	1,580	27.3%	5,789	
36	四国	徳島	8	8	23	21	6	50	15	13	13	11	52	7	23	13	43	153	30.0%	510	
37		香川	10	10	28	9	5	42	17	26	13	19	75	17	30	14	61	188	23.4%	803	
38		愛媛	17	17	23	12	3	38	26	29	18	19	92	24	28	17	69	216	17.8%	1,212	
39		高知	11	11	16	5	5	26	5	12	12	5	34	5	22	10	37	108	18.6%	582	
		計	46	46	90	47	19	156	63	80	56	54	253	53	103	54	210	665	21.4%	3,107	
40	九州・沖縄	福岡	57	57	101	63	65	229	107	130	46	68	351	74	148	70	292	929	29.3%	3,169	
41		佐賀	27	27	21	20	15	56	18	28	15	10	71	14	16	15	45	199	30.1%	662	
42		長崎	8	8	8	8	2	18	15	11	12	11	49	15	27	10	52	127	17.0%	749	
43		熊本	19	19	13	20	30	63	25	22	16	34	97	29	23	24	76	255	23.7%	1,074	
44		大分	8	8	11	15	13	39	19	10	6	26	61	25	22	16	63	171	23.8%	720	
45		宮崎	15	15	10	17	22	49	8	16	13	20	57	13	27	11	51	172	24.1%	715	
46		鹿児島	21	21	12	9	18	39	27	24	10	45	106	13	15	15	43	209	14.4%	1,454	
47	沖縄	5	5	9	10	2	21	5	17	5	0	27	3	13	5	21	74	7.4%	995		
		計	160	160	185	162	167	514	224	258	123	214	819	186	291	166	643	2,136	22.4%	9,538	
	合計	1,452	1,452	2,084	1,240	1,333	4,657	1,961	2,439	1,453	1,677	7,530	1,724	2,429	1,465	5,618	19,257	23.0%	83,692		



## 認定事業所数及び認定事業所の車両台数の推移

